

## 6. 高年齢者雇用確保措置に係る各種支援等

下記の各種支援の詳細・支給申請手続き等に関しては（１）、（２）は各都道府県高年齢者雇用開発協会（以下、「高齢協会」といいます。所在地一覧は裏表紙に記載。）（３）は最寄りのハローワークにお問い合わせください。

### (1) 人事・労務管理制度等の見直しをお手伝いします!!

#### 1. 高年齢者雇用アドバイザー

定年の引上げや継続雇用制度の導入等を行うために、「人事・労務管理制度」、「賃金・退職金制度」、「職場の改善、開発」、「従業員の能力開発」等の見直しを考えている事業主に対して**高年齢者雇用アドバイザー**が、具体的かつ実践的な相談・助言を行っております（**無料**）。**これらのサービスは企業規模等に関係なく、すべての事業主が受けられますので、どうぞご利用ください。**高年齢者雇用アドバイザーは、高年齢者の雇用問題に精通した経営コンサルタント、中小企業診断士、社会保険労務士等、専門的・実務的能力を有するベテランで、高齢協会に配置されています。

さらにご希望に応じ、上記相談等によって発見された条件整備のための個別・具体的な企画立案書も作成します（**所要経費の2分の1、または3分の1が事業主負担。**）。

#### 2. 企業診断システム

より手軽に、企業内における高年齢者の活用に向けて、取り組むべき課題と方向を整理したい事業主のために、**コンピューターによる簡易診断**も高齢協会で行っています（**無料**）。

#### 3. 職場活性化研修

依頼事業主のご要望に合わせて、「職場管理能力アップや意識改革、中高年従業員の職務遂行能力の向上を図るための研修」を事業主、労働者を対象に行います。

### (2) 65歳以上までの継続雇用制度等を導入した事業主を助成します!

改正高年齢者雇用安定法に基づき、高年齢者雇用確保措置に係る義務化年齢は、平成25年度にかけて65歳まで引き上げられますが、昨今の少子高齢化の急速な進展等を踏まえ、65歳までの安定した雇用の確保について早期の実現を図る観点から、特に、義務化スケジュールを先取りして積極的な取組を行う事業主を応援しています。

具体的には、改正高年齢者雇用安定法の趣旨を踏まえ、65歳以上までの定年の引上げや希望者全員を65歳以上まで継続雇用する制度の導入等を行う事業主に対して継続雇用定着促進助成金を支給しています。

継続雇用定着促進助成金のうち、継続雇用制度奨励金（第Ⅰ種第Ⅰ号）の概要を次ページのとおり紹介させていただきますが、その他にも、「多数の高年齢者を雇用する事業主」「セカンドキャリア形成に資する研修等を実施する事業主」等に対して、一定の要件を満たした場合にも同助成金を支給しています。